

沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク規約

(名称)

第1条 本会の名称は沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク(以下「ネットワーク」という)と称する。

(目的)

第2条 このネットワークは、国内唯一の亜熱帯・海洋性気候に属する沖縄県ならではの特色豊かなグリーン・ツーリズムを推進するため、普及・啓発、情報発信等の活動を関係機関・団体等が一体となって実施し、もって都市と農村の交流等による農山漁村地域の持続可能な活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 このネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)沖縄の特徴を生かしたグリーン・ツーリズムの普及・啓発に関すること
- (2)グリーン・ツーリズム情報の収集・発信に関すること
- (3)受入団体の整備と体験プログラムの充実・強化に関すること
- (4)地域の実践者等の育成及び地域間連携体制の構築に関すること
- (5)農林水産業に対する理解の促進と地域特産品のPRに関すること
- (6)前各号に掲げるものの他、ネットワークの目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、次のとおりとする。

- ・正会員 沖縄県内においてグリーン・ツーリズムを実践している団体
 - ・準会員 ・沖縄県内においてグリーン・ツーリズムを実践している、または実践予定の地域組織・市民団体・実践者
 - ・沖縄県内においてグリーン・ツーリズムに関係する学識経験者および市町村
- 2 新たに会員になろうとする者は、運営委員会が定める目安に従い、承認を得るものとする。
 - 3 準会員のうち、3ヶ年以上の実績を得たもの、あるいはそれと同等と運営委員会が認めるものについては、運営委員会にて正会員としての承認を得るものとする。
 - 4 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく事務局にその旨を届け出なければならない。
 - 5 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
 - 6 会員又は賛助会員が、本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・幹事 若干名
- ・監査 2名

(役員を選出)

第6条 正副会長は、正会員をもってあてる。

- 2 幹事は、正準会員をもってあてる。
- 3 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充又は増員による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監査は、会務を監査し、その結果を総会で報告する。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、沖縄県農林水産部村づくり計画課内に置く。

(総会)

第10条 会長は、毎年度夏季に総会を招集する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議長は、会員から選出する

4 総会は、以下の事項について議決する。

(1)規約の変更

(2)会の組織形態について

(3)事業計画及び事業報告

(4)役員を選任又は解任、職務

(5)その他運営に関する重要事項

5 総会は、会員総数の2分の1以上の出席（委任を含む）をもって開会することができるものとする。

6 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定するものとする。

(運営委員会)

第11条 本会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置き、会長が必要と認める場合に開催する。

2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

3 運営委員会の長は、会長が務めるものとする。

4 運営委員会は、以下の事項について議決する。

(1)会の円滑な運営に関する事項

(2)会員加入及び除名の承認

5 会長が必要と認める場合、オブザーバーの会議への参加を認める。

6 緊急の決を要する事案が発生した場合、委員間のメール審議をもって運営委員会に代えることができる。

(専門部会)

第12条 運営委員会は、ネットワークを効率的かつ円滑に運営するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会長は、会長が指名する。

3 専門部会は、特定の課題について専門的に検討し、検討結果を運営委員会に提出する。

(事業年度)

第13条 ネットワークの事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。
- 3 この規約は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。